

仕 様 書

- 1 業務名
脆弱遺物保存処理等業務
- 2 遺跡所在地及び遺跡名
札幌市北区北18～19条西11～13丁目
K39遺跡（北海道教育委員会登録番号A-01-039）
- 3 業務内容
金属製品・木製品の再保存処理及び専用保管展示ケースの製作
- 4 業務期間
自：令和5年11月17日
至：令和6年 3月29日
- 5 仕様詳細
別紙1参照
- 6 成果品
処理済み遺物 3点（再保存処理3点）
専用保管展示ケース 1点
業務成果報告書 1式
- 7 その他
 - （1）腐食箇所の観察及びX線透過解析に伴う写真撮影を行い、診断結果及び撮影データを速やかに本市係員に提示したうえで、保存処理の方法について打合せを行うこと。
 - （2）金属部及び木部の再保存処理を行うこと。なお、金属部と木部が一体となっている資料に対する金属部の脱塩及び樹脂含浸処理は、木部への影響が少ない手法で実施すること。
 - （3）資料1については、金属部の折損部位を接合すること。
 - （4）専用保管ケースは、別紙2を参照の上、資料の点数・形状・寸法にあわせて製作すること。
 - （5）専用保管ケースは、密閉性の高い構造とすること。
 - （6）専用保管ケースの展示台は、資料に負荷がかからないよう、資料形状にあわせて加工・製作すること。
 - （7）専用保管ケースの展示台下部は、破片資料の収納及び防湿剤等の設置・撤去ができるように加工・製作すること。
 - （8）専用保管ケースの製作にあたっては、設計図を本市係員に提示し、ケースの構造・寸法等について指示を受けること。
 - （9）報告書には、使用した機器・薬品・工程・方法及び結果等を明記したうえで、処理前後の遺物写真（デジタルデータを含む）及びX線透過解析写真（デジタルデータを含む）を添付すること。
 - （10）専用保管展示ケース内に設置するための遺物の解説板をアクリル板等で作製すること。
 - （11）資料及び報告書の輸送に伴う経費は、本業務内で受託者が負担すること。
 - （12）適時に連絡を取って、本市職員の指示に従い作業を行うこと。

仕様詳細

摘要	名称	内容	単位	数量	備考
(1)再保存処理	資料1	鉄製品(刀子) K39遺跡第6次調査 発掘区出土 長さ254mm×幅24mm×厚さ18mm	点	1	木部:1999年に脂肪酸エステル法で保存処理実施。 金属部:脱塩処理未実施。 ※金属部の折損部位の接合を含む。
	資料2	鉄製品(刀子) K39遺跡第6次調査 発掘区出土 長さ218mm×幅24mm×厚さ8mm	点	1	木部:1999年に脂肪酸エステル法で保存処理実施。 金属部:脱塩処理未実施。
	資料3	鉄製品(刀子) K39遺跡第6次調査 発掘区出土 長さ172mm×幅20mm×厚さ10mm	点	1	木部:1999年に脂肪酸エステル法で保存処理実施。 金属部:脱塩処理未実施。
(2)外観写真撮影		処理前・後各2方向×3点	式	1	
(3)X線透過解析		処理前1方向×3点	式	1	
(4)ケース製作		資料1～3専用保管展示ケース	点	1	
(5)報告書作成		保存処理報告書	式	1	

※資料等の輸送を含む



資料 1 ~ 3 K39 遺跡 発掘区出土 刀子